

予算決算常任委員会議事日程

平成28年10月12日（水）午前10時22分開議

議事日程

- 第 1 補正予算議案の詳細説明
- 第 2 補正予算議案の全体質疑
- 第 3 補正予算議案の審査報告書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（17名）

委員長	山 崎 道 夫	委員					
	赤 丸 秀 雄	委員	水 本 淳 一	委員			
	廣 田 清 実	委員	高 橋 安 子	委員			
	齊 藤 正 範	委員	村 松 信 一	委員			
	昆 秀 一	委員	藤 原 梅 昭	委員			
	川 村 農 夫	委員	高 橋 七 郎	委員			
	長 谷 川 和 男	委員	川 村 よし子	委員			
	小 川 文 子	委員	藤 原 由 巳	委員			
	藤 原 義 一	委員	米 倉 清 志	委員			

欠席委員（なし）

矢巾町議会委員会条例第19条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	伊 藤 清 喜 君
総 務 課 長	山 本 良 司 君	企 画 財 政 課 長	藤 原 道 明 君
福 祉	・	産 業 振 興 課 長	佐 々 木 智 雄 君
子 ど も 課 長	菊 池 由 紀 君	補 佐	

道路都市課長 菅 原 弘 範 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 孝 君 係 長 藤 原 和 久 君
主 事 渡 部 亜由美 君

午前10時22分 開議

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 会議に先立ち、委員の皆さんにお諮りいたします。本委員会の傍聴者希望者には、委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 異議がないようありますので、許可することに決定いたします。

ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから本日の予算決算常任委員会を開会をいたします。

直ちに予算決算常任委員会の会議に入ります。

議事日程の報告

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これにより本日の日程に入ります。

日程第1 補正予算議案の詳細説明

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 日程第1、補正予算議案の詳細説明を行います。

付託を受けました議案第71号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 私のほうから、議案第71号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の詳細について、説明をさせていただきます。

11ページをお開き願います。説明は、款、項、目、補正額の順に行います。説明欄につきましては、特記事項のみとさせていただきます。

それでは、歳入、17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,660万3,000円。これは、財政調整基金を取り崩して財源としたものでございまして、これによりまして財政調整基金の残高は14億3,986万8,000円となるものでございます。

続きまして、15ページにまいります。歳出の補正につきましては、人件費等に係るものは、提案理由のところでご説明申し上げましたとおり、台風10号対応に係るものでございまして、既に町内で対応済みのものと、今後行います被災地派遣に係るものとなってございます。

それでは、詳細について説明させていただきます。説明欄につきましては、歳入同様とさせていただきます。歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費1万4,000円。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費81万2,000円。5項統計調査費、1目統計調査総務費5,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費4万3,000円。

ページを返していただきまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3万2,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1万1,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費1万8,000円、8目ダム管理費9,000円。

2項林業費、1目林業振興費130万円。こちらにつきましては、町営キャンプ場におきまして県補助金で樹幹注入をしていました松の伐採による補助金返還に係る補正となってございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費1万2,000円。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費5万3,000円。2項道路橋梁費、2目道路維持費5,353万2,000円、こちらは全て除雪事業の補正でございます。除雪業者1社減に伴いまして、機械借り上げ料を補正計上する必要が生じました。これにあわせまして年度内の執行見込額を想定して、増額補正を行うものでございます。

続きまして、4項都市計画費、1目都市計画総務費2万5,000円。

ページを返していただきまして、5項住宅費、1目住宅管理費31万3,000円。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費31万5,000円。4目水防費8万円5,000円。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1万8,000円。5項保健体育費、3目学校給食費6,000円。

以上をもちまして、議案第71号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） これで議案第71号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 続きまして、日程第2、補正予算議案の全体質疑を行います。

お諮りいたします。質疑は歳入歳出一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） ご異議ないようありますので、そのように進めてまいります。

なお、質疑に当たりましては、事項別明細書のページ数をお知らせ願います。また、質疑のルールでありますが、回数制限は設けない一問一答方式といたしますが、簡単な質疑の場合は何点かまとめてよいことといたします。

それでは、質疑を受け付けます。質疑ございませんか。

小川委員。

○（小川文子委員） それでは、私のはうから6款農林水産業費の林業費の中のいわゆる林業振興事業の増、このことについてお聞きをしたいと思います。

2点お聞きをしたいと思いますけれども、詳細については全員協議会の中でお知らせをいたしましたので、松くい虫対策をした、樹幹注入をしたアカマツに対して72本を伐採をしてしまったということに対して、その補助金を返還をするという内容だということはお伺いしております。今回のことについて私はちょっと2つ考えたのですが、一つはこの問題は昨年決着がついたものと思っておりました。その後、公正取引委員会が今調査に入っているというような話も聞きました。今回の補正でまず出てきたわけですけれども、先週の金曜日、7日の日にこの詳細の全員協議会があったわけですが、7日で出されたと。そして、去年の説明とは随分大きく内容が変わっていました。それから、議会としては現地調査をするべきではないかということで、きょうの議会のためには昨日しかなかったものですから、昨日現地調査を議会としてやりました。これだけちょっと大きな問題だと思うのですけれども、それに対してたった2日、3日前の全員協議会の説明ということになりますと、情報公開という点ではもっと早く情報をやっぱり町民なり議会に示していただかないと、考える時間もない、調査する時間もないということになります。私も9月議会で情報公開が足りないのでないか、1日、2日前に出されても困るというようなことをかねてから申し上げましたけれども、今回もそういうことになったなと思って、この1点目はそこです。

2点目は、きのう現地調査でちょっとお聞きしましたけれども、切られた木にはちゃんと

根元のところにタグがついておりました。恐らくこのタグを見れば、これが何かの印だということは気づくのではないかと思うのです。それで、総務課、それから農林課、商工課の3者で、矢巾キャンプ愛好会からのいわゆる間伐を含めた伐採計画の届け出があったときに、その3者で協議して決定したということだったのですが、現地調査に行かれたかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 佐々木智雄産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（佐々木智雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の昨年からこの問題がありまして、今回こういった事態になりまして、その内容をお知らせする時期が10月7日に皆様のほうにお知らせをしてということで、公開の仕方がもう少し早く情報公開すべきではなかったかということでございますが、この点につきましてはこの案件に関する手続の問題、そういったところにつきまして要綱、要領に基づいて適正に処理するためにはどういった内容になっていくべきかという協議を県を通じて行ってまいりました。その中でこの手続の内容を公表する時期をずっといろいろと協議をしてまいりましたけれども、やっと調いました今回皆様のほうにお知らせをするに至ったということでございます。そういった意味で時間が少しかかっておりましたことにつきましては大変申しわけなく思っておりますけれども、協議がある程度調うまでは公表ができなかったということでしたので、そういう意味で時期が少し遅くなってしまったということでございます。

それから、2点目のきのう現場に行っていただきまして現地調査をして現場を見ていただきました。タグが振ってあって、そういった状況で3者協議も行っているのにその内容がどうだったのかということでございます。きのうごらんいただきました現場で見ていただきましたタグにつきましては、この事案が判明いたしまして実際に伐採してしまった本数を確定させるために現地調査を行った際に整理のために付したタグでございましたので、そういう意味ではごらんいただいたタグについてはことしになって事態が判明してから、72本という本数を確認、確定させるために付したタグをきのうはごらんいただいているものでございます。

また、3者協議につきましても当時キャンプ場の環境整備を行うために商工観光課が、財産を管理する総務課と、それから森林法に基づく届け出の許可を出しております農林課のほうに確認というか協議を行っておりますが、その中の確認がちょっと足りなかつた部分が、事務に不適切な部分があったことは大変申しわけなく感じているところでございます。

以上、お答えといたします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 伐採する前の現地調査はしたのかという、そういう質問ありましたので、それに対する答弁。

佐々木補佐。

○産業振興課長補佐（佐々木智雄君） 失礼いたしました。伐採前の現地確認についてでございますが、こちらにつきましては、今回の伐採につきましては指定管理者からの申し出ということで伐採を行っております。その際に、現地については一度、どういう状況かということについては確認をしております。そういうことで、現地確認はその際には一度担当課としても現地のほうは見ているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 小川委員。

○（小川文子委員） 私は、起きてしまったことを今さらどういうことということではないのですが、これは大きな反省材料としてやっぱり教訓にしなければならないと思います。そして、本町の場合は私は木を切るということに大変ちょっと無頓着のような気がするのです。キャンプ場に行って間伐のためという説明だったのだけれども、きのうに限らず行きましたけれども、やっぱり余りにも木が切られ過ぎていて、何かさっぱりし過ぎてしまって、あれは間伐というよりは半分ぐらい切ったのかなという感触を受けたのです。恐らく100本以上切ったと思うのです、全部含めれば。

この間私もいろいろ、今岩手県は1人年間1,000円の森林税を集めていますよね。里山を保存するというような目的があってそういう税金を集めています、そしてその木を切るときには申し出てくださいと、1本や2本ならともかく、たくさん木を切るときには市町村なり県に申し出てくださいというようなこと、そういうお触れもまず回っているわけなのです。私の近くのパストラルパークですが、あそこは桜の木を植樹したために、桜が育つようにということではほかの樹木をかなり伐採をして、そのときも桜のためにこんなに切るのかと思って非常にちょっと残念ながら見ておりました。そして、その後、今度中学校ができて、あそこを中学生がいろいろ走ったり、ランニングしたりするコースにもなるということで、安全のために400本切りました。そこまで切ることはないとおもったかなと思って見ておりました。そして、駅前開発もついでに申し上げますと、すばらしい樹木が駅周辺にはございましたけれども、ほとんど切ったという状況でございます。木を切るということに私なんかは大変抵抗感があるというか、もったいないという抵抗感があるのですけれども、100本、200本という木を切るのに非常に神経を使っていないといいますか、そういう流れが矢巾町にあるような

気がするのです。そのところを私は、100本切りました、400本切りましたって、それがただ平然とそういうふうに言われるということに大変な抵抗感を持ってきましたのすけれども、そこら辺で間伐の域を過ぎていたと私は思いましたけれども、今後木を切ることに対するもつと慎重であるべきではないか。私は今回それを強く感じたのでございます。そのことについて今後、やっぱり町長さんにはそこら辺をお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えを申し上げます。

まさに今回ることは私ども大きな反省点でございますし、またこれを教訓にして、ただいま小川文子委員からご指摘あった、やはり森林とか林業に対する行政の立場から今ご指摘あったことについてはしっかりと受けとめながら取り組んでまいりたいと、こう思っております。いずれにいたしましても、やはり矢巾町といたしましては少ない私ども森林の中で、今後そういうことに対しての、いわゆる山が今荒れているということも言われているわけでございますが、そういうことも含めながら、特に治山、治水事業のやはり一番根幹をなすところでございますので、そういうことに今後しっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員）　藤原由巳委員。

○（藤原由巳委員）　同じく、農林水産業費の林業振興対策費の関係でお伺いをいたします。

先ほど来提案理由の説明なり、経過なり、いろいろ釈明的な答弁がされておるわけでございまして、それはそれでそのとおりなわけでございます。私は、前回、7日の日は欠席した関係で詳しいことは聞きかねたわけでございますが、その間新聞報道、私2紙しか見てございませんが、それらを見たり、あるいは現地を確認した際にいろんなお話が出されたわけです。起きたことはそれはそれでそのとおりなわけでございまして、今回の事案はこの行政をつかさどる、町民の一番の拠点となるこの役場内での全くお粗末な事案だと、私は言い切ることだというふうに思ってございます。

さっきも話あったとおり、4月17日の3つの課の会議の中で誰一人としてこういうことを認識しておらなかったと。その以前にはあそこの木材が町有財産であるよと、こういう認識も薄かったと。そしてもう一つは、指定管理者が切った木材は処分してやるから切る手間賃はただでもいいよ。こういうお話でこの事業がなされたということは、本当に我々も含め町民あるいは町内外の関係者に対して、本町がそれぞれ町長さん、副町長さんおられるわけで

ございますけれども、長年培ってきたこの信用、信頼が全く失われた事案だというふうに私は思っております。

それを踏まえまして、以下3点についてご質問したいと思いますが、1点、2点、関連ありますので、2つまとめて最初にご質問申し上げます。

まず最初に、今回の不始末起こした事案に対する高橋町長以下の処分の内容を明示していただきたい。

第2点、きょうまで再発防止策が全然示されておりません。これもできれば速急に、この予算審議終わるまでに示していただきたい。

以上2点、とりあえずお伺いします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君） ただいまのご質問でございますけれども、まず先ほど来お話し申し上げておりますとおり、本案件につきましては大変情報共有がなされていなかったとか、あるいは責任感と申しますか、そういうものがしっかりと持たれていなかったという行政組織、この担当組織がそのような状態にあったということで、大変私どもも深く反省しているわけでございます。

したがいまして、この手続、手順につきまして関係した職員あるいは私も含めてどうすべきかと、どういったような形の責任をとるべきかというところについて今、近々に私どものほうでも示し、我々のほうでも責任のとり方をしっかりと定めてまいりたいと、このように考えております。

それから、2点目の再発防止対策でございますけれども、これにつきましても今、いつも大きなことで考えれば職員研修でありますとか、内部の研修とかということもありますけれども、具体的な今回の事案を教訓にしながら、各職員がこういったようなことも含めて、この事案にかかわらず、それぞれの事務の仕事においてしっかりとマニュアルなり、あるいはそういったものをつくりながら、今後とも職員が適正な事務処理ができるような形のものを示してまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 藤原由巳委員。

○（藤原由巳委員） 今のご答弁、近々お示しいただくということでございますが、これはこれからまた触れますけれども、いずれ速やかにその分についてはお願いを申し上げたいというふうに思います。

そして、3点目になりますが、これで最後になりますけれども、今回の事案のもととなつたのは現在の産業振興課にあるわけでございまして、さかのぼれば農林課あるいは商工観光課、総務課、いろいろあるわけでございますが、この産業振興課でございます。この春に町長の肝いりでこの産業振興課が発足したわけでございますが、その中枢となるべき課長が6月中旬以降長期休暇から現在は休職というふうな状況のようでございまして、副町長がその職務を事務取扱、ちょっとした、正式な名称は後でまた確認したいわけですけれども、そういう形でおられるわけでございます。そして、このまま産業振興課、いつまで今の体制でおられるか、これもちょっとお伺いしたいところなわけでございますが、間もなく、今10月中旬、11月、12月、1月となるわけでございまして、産業振興課が現状のままで年を越すのか、こういった事案が発生した。それでは、矢巾町は新たに新体制でスタートするのだ、そのためには新たな産業振興課長をきちんと配置してやろうというお考えはいかがなものかと。

そう申すのは、12月になると町内の農業者あるいは商工業者、特に私は農業者のはうしかわからないわけですが、12月に入りますともう既に来年の農作業の計画に入るわけでございます。既にもう、収穫終わればすぐ入るわけでございますが、それでいろんな行事があります。その際には、今までですと農林課長がかなりのそういう席に出席して、いろいろ町民、農業者の意見を聞いて、それを次年度の予算に反映させてきたという経過がずっと多分あるはずでございます。そういう時期が間近に迫っておる中で、今の状況をいつまで産業振興課をこのまま継続していくのか。

私的に言いますと、少なくとも12月1日には新たな体制でスタートを切ると、これが先ほど来いろいろ不祥事、不始末があった、これを是正する新たな体制だよということを町民に示す機会ではないのかというふうに私は思いますし、あるいは課長職務代理、副町長なり課長補佐が十二分にやっていますよという、やられてきたとは思います。ただ、受けるほうはやはり専任の課長職と、あるいは兼務職と補佐職では全然違うのは、町長さんご案内のとおりだと思うのですが、いずれそこを、もう半年近くも不在ということは異常事態です、これも。これをぜひ速やかに何らかの体制を講ずるお考えはないか、お伺いしたいと思います。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えを申し上げます。

まず、ことしの4月から産業振興課スタートしたわけですが、そこで私どもとしてはもうできれば矢巾町の一番の根幹をなす農業と商工業、これをひとつ組み合わせてやっていきたいという、この熱き思いがあったわけでございます。それで、その担当課長に私どもとして

も組織の中でやはり優秀な職員を課長にお願いいたしたわけです。ただ、ご存じのとおりの状況でございまして、私にいたしましては彼も無念だと思うのですよ、今回のこと。私はご本人からは直接お聞きしておらないから、推測とか、憶測では物をお話しそうなのは恐縮なのですが、いずれそういったことで私どもといたしましても新体制で、そして新しい課長のもとでやろうとした矢先、こういう問題が発生した。今いわゆる課長はそういった状況下にあるわけですが、まず私どもとしては今の中、限られた中の中で最善の策は、まず今このところは副町長に事務取扱をお願いして解決しなければならないということで進めておるわけでございますので、今藤原由巳委員からご指摘あったことについては今後内部でもいろいろ検討させていただいて、総合的に判断をさせていただいて対応してまいりたいと、こう考えております。

それから、私ども一番今根っここの部分であれなのは、昨年の4月の中旬の3課で、このときに転用の手続をなぜあれだったかということで、今私がお世話になってからやはり組織が劣化しているということは事実です。それは、私も今一緒に仕事をさせていただいて感じておるところでございます。そこで、今私どもといたしましては係長会議、これは一応事務事業推進会議として、補佐は政策推進会議として、やはり私どもはこういう仕事をしていかなければならないのだという一つの役割、使命をしっかりと持ってもらわなければならぬ。それから、課長たちにもただ集まって情報の共有とかそういうことではなく、これから政策推進とか、どうしていくかということで、今回の事案も受けたことによって10月からここ自分の間、課長たちの意識改革も図っていきたいということで、今毎週課長会議を開かせていただいて、そして意識を変えていきたいということでございます。

いずれこのことについては私がもう最終責任があるわけでございますので、そのことについて今ご指摘いただいたことは一つ一つ私どもとして最善の策としてどうなのか、常に町民の皆さんの視点、目線に立った対応していかなければならないという思いを強くしておりますので、そのところはひとつご理解をいただきたいということでございます。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員）　藤原由巳委員。

○（藤原由巳委員）　町長の答弁、理解したつもりでございます。ただ、先ほど来申し上げておりますとおり、12月に入りますと役場内でも来年度、29年度の予算編成に向けてのいろんな議論あるいは会議あるいは予算の編成等々が始まるだろう、あるいは年明けにかけて始まるだろうと思います。そこで、予算を組むにはその予算査定というのが、町長査定あるいはその他さまざま査定があると思います。産業振興課の予算、組むのはそれは補佐以

下の方々がそれぞれやると思うのですが、それを提示して査定を受けるのは課長事務取扱、副町長、査定するのも副町長、このままいけばですよ。これが本来の行政のあり方かどうか。やはり私は、それは確かに今休職している職員のこともあります。ありますが、復帰したならば復帰したなりの配置も当然考えられていると思うのですよ。私はぜひ、これはきょう約束できなくても結構でございますが、少なくともそういう方向で検討していただくことを再度お願いするとあわせまして、先ほど処分の話が出たわけでございますが、処分対象者がそのまま今の部署に在籍しておるのかということをあろうかと思います。それらを踏まえてきちっとした体制をとらなければ、町民、そして町内外のそれぞれの関係する方々が納得しないのではないのかなというふうに、私は思います。

ということを含めて質問です。町長の専決処分の金額の範囲内は幾らでしょうか。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君） この専決処分の規定はそれぞれあるわけでございますけれども、これは例えば予算の執行に当たっての専決あるいは事業の執行に当たってそれぞれ決められておるわけでございますので、これ例えば事業の執行ということになると、500万未満は担当課長、それから1,000万未満は私と、1,000万以上が町長といったような基準になっております。

それから、予算の執行におきましては、これはまた各費目によってそれぞれ異なっております。例えば工事請負費等におきますと100万未満であれば担当課長、それから500万未満までは私といったようなそれぞれ予算の費目と申しますか、科目によって違うわけでございますので、今例に挙げたような内容でそれぞれ決まっておるというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 藤原由巳委員。

○（藤原由巳委員） ということで今お伺いしたわけでございますが、きょうの補正予算総額5,600万余でございますが、そのうち大きなものは除雪事業、そして今議論されております林業振興対策、これ以外のものは今のお話ですと全て町長の専決処分で決済ができるという内容だというふうに今感じました。

そこで、委員長、本日はこの専決処分の分は町長さんの専決でお願いして、まだまだこの事案につきましては処分なり再発防止策なりを示されるまで、この委員会で継続審議することを求めるものですが、お諮り願えないでしょうか。

以上です。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 今藤原由巳委員から継続審議という話がございましたが、会計検査院から命令でこの補助金の返納ということになると、この期限的なもののスケジュールがちょっとわからなくてあれですが、今わかっている範囲での、自主返納は説明受けましたけれども、その辺のスケジュール的なもの。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

藤原由巳委員にあれなのですが、専決処分についてはもうご存じのとおり、会議を開くいとまがないとか、そういうときに与えられた一つの権限でございまして、きょうはこういったことで定例会10月会議でお願いしておるわけでございますので、これだけを専決処分するということは、もうきょうはこういったことで議会のほうでも手続が踏まれて進められておるので、ここはひとつご理解いただきたいと思います。

それから、私ども今回國なり県のご指導をいただいて自主的に返還しなければならないということで、全員協議会のときにもお願いたしたわけでございますが、いわゆる会計検査院からのご指摘によって返還命令が出たところで補助金を返還するということではなく、まず今回のことについては転用の手続、事後にはなりますけれども、手續を踏んで自主的に返還するのであればということで、県が間に入っていたりで國といろんなところ、それこそ林野庁とか、会計検査院とか、いろいろな対応をしていただいているわけでございます。

そういったことで、私どもとしては県のご指導によりまして今回何としてでも補正予算をお願いして自主的に返還をさせていただきたいということでお願いしたところでございますので、そのところは特段のご配慮をいただきたいと、こう思っておるところですので、ひとつよろしくお願ひをいたしたいと思います。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 藤原由巳委員。

○（藤原由巳委員） 事情が事情ですのでわかりました。

それでは、今のお願いは承ることにしまして、今度はこちらのお願いでございますが、先ほど質問しました1点目、2点目、処分内容と再発防止策をいつまでに提示いただけますか。それを確約しなければ、ちょっと難しい部分があります。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

処分につきましては、いずれ前任者のこともありますので、ここは私どもとしては処分をするのには慎重を期さなければならないということだけで、いつまでということをきょうお

約束して、いや、そのときまでにできなかつたのではないかということになりますので、これは先ほど副町長も答弁させていただいたとおり、これはちゃんとやります。そのことについての私どもの処分については、ちょっと時間がかかるということです。

ただ、再発防止対策は、これはもう先ほどから申し上げておるとおり、昨年の私が就任させていただいてからもそういう問題が次々と出たわけです。また、教育委員会のいじめの問題も含めて、だからいざれこのいろんな機会があるたびごとにいわゆるあるべき姿、私ども町職員としてのそのことはやっております。それから、今まで職場内研修とか、それから出向いての研修に余りお金をかけておらなかつたのですよ。だから、やはりそういったところにひとつ力を入れていかなければならぬと。そして、あとは何より一つはコンプライアンスですね、法令遵守、これは私も今何の根拠で仕事しているか、そういうことはもう今は口やかましくコンプライアンスを含めた法令遵守、これも今、一つ一つですが、時間はかかっておりますが、対応させていただいております。そういったことで、再発防止対策についてはもう今までやってきましたし、さらにこれからもそこのところには力点を置いて、そしてまさに私ども組織として注力をしていきたいということです。

この処分のことについては前任者の関係もあるのでひとつ時間をいただきたいということです、やることはやりますので、ご理解をいただきたいということです。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） よろしいですか、そういうことで。再発防止策については、遠くない、近いうちにこれは示していただくということで、やるという答弁でございましたので。

そのほかございますか。

川村農夫委員。

○（川村農夫委員） 実は我が町のというか、矢巾町の林業担当というか、林業分野における重きといいますか、シイタケとか菌茸関係は頑張っているわけでございますけれども、特に樹木に関する林業というのは、森林組合もないというふうな状況ですかね。そういった意味で、組織体制の中にも余り重きを置かれていないのではないかという印象が前からあったわけです。

実は3年ぐらい前だったかと思いますが、ある人が林業関係の質問をしに役場に来たところ、担当者がいないので後日来てくださいという、門前払いのような対応をされたと。要はその担当者一人だけにやらせて、ほかカバーする人間がいなかつたということのあらわれなのですね。これは、委員会でも私指摘しておりました。担当課長にもそこの課だよというふ

うに話しておきましたが、今回また全くそういった閉ざされた事業担当の中で起きてしまったのではないかと思われる事例、事案なわけですね。

ということで、やはり林務担当の位置づけ、それから余り事業は大きくないから軽く見て、誰でもできるやというふうな与え方ではなくて、やっぱりきちんとその事業、事業、まして国庫補助も絡むような事業であれば、きちんとした連携をとれる体制、そして担当者を選ぶべきではないかというのを今回改めてまた痛感させられたわけですね。そのことについて前にも指摘もあって、それが結局改められなかつたから起きたようなものですよ、今回の事件は。

そういうことで、職員全体の研修とかという広い捉え方もありましょうけれども、そういうピントでこの林務分野についてのこれから取り組み、体制のつくり方についてご所見をいただきたいと思います。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えを申し上げます。

ただいま川村農夫委員のご指摘のとおりで、まさにそのとおりでございます。それで、上司は係長もおれば、補佐もおる、課長もおるのですよ。そういう機能がしっかり果たされていないから、今回の事案の問題も起きたわけです。これ一担当だけの問題であればあれなのですが、まさにそういったやはり係長、補佐、課長たち、そういった組織の中での今回の事案の発生でございます。私ども、そして森林、林野の行政に特化した今お話をあったからあれなのですが、先ほども藤原由巳委員のご質問にお答えしたとおり、やはり矢巾町は農林業の、林業もやはり大切にしていかなければならぬわけです。

だから、その中で今回富士大学との包括連携協定の中に、そこの岡田学長は森林、林野の行政の第一人者なわけでございます。そして、森林の県民税とかなんかの利用なんかのあれでも岡田学長がやはりあれしているということで、私も包括協定をお願いするときに、ひとつ岡田学長にお願いがありますと。矢巾町は町有林の中は100ヘクタールあるか、ないかのあれですけれども、今後民有林、町有林、また国有林も含めてこういった対策にしっかり取り組んでいくということで、いろいろと大所高所からの立場からもご指導、ご助言を賜りたいということでお願いしてまいりたわけでございます。

いずれ今後、農業分野はもちろん、本町の基幹産業でございます。常に昔から農業と林業は一体なのだということで進められてきたわけです。そういった歴史的な背景もあるわけでございますので、ただいまご指摘いただいたことについては前向きにしっかり取り組んでま

いりたいということで考えておりますので、ひとつよろしくお願ひをいたします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 廣田清実委員。

○（廣田清実委員） 総括的な話出た後でちょっと言いづらいのですけれども、今回の部分というの指定管理の部分の問題が大きいのではないかなと私は思います。指定管理の中で、逆に言えば指定管理を超えた部分がこういう事件になってしまって、その民間の指定管理のところに巻き込まれたという感じに私は思うのです。その中で、伐採してその費用は捻出するというところを、まずそこであれば、財産とすれば木は伐採されることで財産は消えないのですけれども、費用もかかるないけれども、財産の部分も消えないという部分を考えれば、そこもおかしいと考えるべきだっただろうし、これからやっぱり再発防止を考えるのであれば、職員の方々だけではなくて、この指定管理に対してこれからどうするかという部分、きのうの、私はちょっと行かれませんでしたけれども、きのうの中では指定管理には問題なかったという部分でしようけれども、私は指定管理をした部分で指定管理を超えた部分がこういう事案になったのではないかなと思っておりますけれども、その部分の指定管理に関する何か、処分とは言いませんけれども、そういう部分の調査はしたのか、お聞きいたします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今廣田清実委員からのご指摘はそのとおりでございまして、ただ、私どもといたしましてはやはり今後、先ほど藤原由巳委員からも今後のいわゆる再発防止対策、どう考えているのだと。これは、職員だけではなく、指定管理者も含めて総合的に対応していかなければならないということで、今回ることはまさに予算審議のこの原則の中の総計予算主義原則というのがあるわけです。それを守らなかったことで今回こういう問題、事案が発生したわけでございます。だから、この部分については私どもの当時の担当課長なり、補佐なり、係長がこういうことで進めなければならないのだというきっちりとした指導なり助言をしていれば、今回みたいなことはなかったわけでございます。

そういう意味で、ただ再発防止対策は私ども町職員だけではなく、町の組織を挙げるとともに、そういう職員管理者の皆さん方にも今回の事案をしっかりとお示しして、一緒になって再発防止に取り組んでまいる覚悟でございますので、そのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 廣田清実委員。

○（廣田清実委員） そのことで指定管理は今まで、今のところで行うということでよろ

しいのですか。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私どもといたしましては、今現在もうこの段階ではそのまま継続して
お願ひしたいということが基本的なスタンスでございます。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） そのほかございますか。

長谷川委員。

○（長谷川和男委員） 今回の事案については、昨年の伐採に係る補正、そして今回また同じ
場所の大変なことを繰り返したということの、今まで協議いろいろ内部でしたということも
聞いてはおりますが、はっきりとしたどこの課がどうだという責任体制が全くない、なすり
合いをしていると、このことに私は怒りを覚えるものでございます。ですから、今後そういう
ことに対するまはっきりとした態度をし、綱紀粛正のためにやっていただきたいというふ
うに思います。

先ほど立木の現地調査をしたのかという、報告書には指定管理者が立木調査をしておりま
すという報告をいただいております。ですから、全く事のなりわいは丸投げそのものであつ
たというふうに判断せざるを得ないということを申し添えて、今後しっかりと対応をしてい
ただきたい。このことについて、もし答弁あるならばひとつよろしくお願ひします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今回の事務処理には、もう何回もお話し申し上げておるとおり、遺漏があったのは事実で
ございます。だからこそ再発防止にも取り組んでまいりたいし、そして私どもといたしまし
てはこれから町政を推進する上においてやはり責任の所在とか、明確化、そういうような
ものについてはしっかりと取り組んでまいりたいと悟でございますので、そのところはひとつご
理解をいただくとともに、いずれ今回の事案について一番残念なことは、もう少し仕事に対する
思いというものをやはり今後私どもが一番大切にしていかなければならないことを忘
れただけがこういった結果につながったわけでございますので、今後そういうことのないように
組織を挙げて再発防止または今後の対応について怠りなく進めていきたいということでご
理解をいただきたいと思います。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） そのほかございますか。

川村よし子委員。

○（川村よし子委員） 除雪費のことです。済みません、ページ数で17ページ、除雪事業の増

のところの人夫賃金122万計上されておりますが、この人夫賃金というのは委託料とは別に人夫賃金にしたところをちょっと説明お願ひしたいと思います。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

こちらの人夫賃金につきましては、直営で除雪をしている方々に対する費用でございます。業者さんに委託している部分は委託料で計上してそちらで支出しますけれども、業者さん以外の部分、いわゆるうちのほうで運転手さんを直接雇用いたしまして作業していただいた方、昼につきましては1時間3,200円、夜については3,600円ということでお願いしておりますけれども、そちらの方々に対する費用として計上させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

以上、お答えといたします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 川村よし子委員。

○（川村よし子委員） 夜間の大きな除雪車を運転するときに、やはり1人でやるというようなこともあるのではないかと思うのですけれども、以前、数年前に事故がありましたよね。そういう事故を防ぐためにもやはり2人体制でやれるような、そういうふうなことはどのようにになっているのか、お伺いします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

実際のところ現在1人体制でやっておりますが、業者さんも含めそれぞれ割り当てをして路線を除雪していただいております。そのほとんどが1人体制ではあります。これをそれぞれ全部2人体制というのは、現実的にはなかなか難しいのかなと思っております。

そこで、以前マンホール等にぶつけてちょっとけがをしたといった事例もございますけれども、そういうものを含めまして現在取り組んでおりますのはマンホールのところ、お願いしている除雪路線の中でそういう危険箇所がある場合は、雪が降る前に例えば舗装をするなりして手直しをするといったような形で、そういう危ないところについて確認をしていただいているという状況でございます。これからもそうですが、そういうところも雪が降る前にいざれ手当てをしている状況でございます。

2人体制につきましては、業者さんにつきましてはいざれ委託をしている関係で正副というような形であると思いますけれども、直営につきましてはなかなか現在受けさせていただける

業者さんの数も限られておりまして、それも含めて、あと人夫さんも大型特殊等々持っているしやる方でないと運転できないということもございますので、なかなか集めるのも実際のところ一苦労しているというような状況でございます。2人体制にできればいいわけですけれども、何とか時間も長時間でなくとか、そういういたものも含めながら、いずれがを防止するような形の中で検討しながらそういったものも取り組んでいきたいなということでご理解いただければと思います。

以上、お答えをいたします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 川村よし子委員。

○（川村よし子委員） 1人体制ということで、以前にたまたま病気を持っている特殊免許の方だったのですけれども、その方が亡くなっていたという事故がありましたので、そういう事故が今後も起きないことを望んでおりますので、できるだけ2人体制、予算が足りないというようなこともあるかもしれないのですけれども、予算はどこからか捻出できると思うので、そしてそれは町に還元できると思いますので、購買にもつながりますので、そういうことも考えていただきたいと思います。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

2人体制はこれはそのとおりなのですが、いずれ今私どもとしてはパトロールもしておりますし、だから必ず2人体制でなくても、今はもう携帯なり、また何か除雪作業で異変が起きたときは、今はもうスピードィーな対応、それからもうくまなくパトロール車は歩いているわけですので、だから今ここで2人体制をやりますということは、これできないわけでございます。間違った受けとめ方をされるとあれなので。それからあとは、やはり私どもが乗車する前にはちゃんと健康診断とか、そういうようなものに異常がないかとか、そういうところに力を入れてやっていきたいということです。前回の死亡事故があったとき、これは一つの教訓として私どもが今後パトロールを強化し、そして連携も密にしてやっていく体制をとっていますので、ひとつそこのところはご理解をいただきたいと思います。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） そのほかございますか。

廣田清実委員。

○（廣田清実委員） 済みません、今の関連でちょっと簡単な質問なのですから、除雪をする業者が1社減って、それで今回事業がふえるという意味がちょっと私、1社減るとどこかが出てきて同じ金額になるはずなのですから、1社が減ったから今度5,300万増額とい

う部分の、簡単な説明でいいのですけれども、よろしくお願ひします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

今回の除雪関係の増額につきましては、トータルでありますと5,300万ほどでございますが、当初では除雪の委託に関しては2,300万ほど計上させていただいております。今回業者さんに委託する部分がこのとおり4,100万で、合わせて6,450万ほどになりますが、これは昨年度の実績額でございます。これで今回まず予算を計上させていただいております。

それから、今回の機械借り上げで420万ほど出しておるのは実は、今まで委託していた業者さんが今回委託がちょっとできないということで辞退をされたと。その部分が実はグレーダーを使っている路線でございまして、町内にそこに充てるグレーダーというのが現在のところ持ち合わせていないと、そういうところから新たにリースをするために今回お願ひするものでございます。あわせまして、そのグレーダーを運転するいわゆる運転手さん、こちらも確保しなければならないということで、なかなか委託する業者さんがいないということで結局直営というような考え方になっております。

このように委託金額は機械の大きさとか物によって単価がそれぞれ定めておりますが、やはり直営のほうがどうしてもリースあるいは人夫含めますと委託よりは若干高めに推移せざるを得ないのかなということで今回計上させていただいておりますが、何とか本町とすれば全部委託という形でできれば一番理想なわけでございますけれども、なかなかそういうふうにはいかないということで、いずれ直営の部分もまだあるということでご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） そのほかございますか。

昆委員。

○（昆秀一委員） 16ページの林業振興事業なのですけれども、責任について、再発防止策については早急にお願いしたいと思うのですけれども、130万円の返還金、これはもう即刻返すべきと思うのですけれども、結局この130万円、誰が負担することになるのか。町民に負担してもらうものなのか、それともどういうふうなもので捻出するものなのか、そこの辺の考え方をお聞かせください。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君） この130万円につきましては、まだ確定した数字というのが、しっかりした数字がまだ実は届いていないというのが状況でございます。これは補助金の転用手続をとる申請に当たって、まず議会の皆さん方に議決してこの予算が確保されていることを添付して申請するものなそうでございますので、この額がこの範囲内で返還の手続の金額が示されるものと思っております。

しかばこの予算はどこからかということでございますが、当然本町の予算の中から計上させていただくという、この返還させていただくということになろうかと思います。

以上、お答えといたします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 昆委員。

○（昆 秀一委員） 町民、町税から払うということになるということですけれども、そこら辺はしっかりと町民に対して示していくべきだと考えますので、そこら辺もしっかりとお願ひしたいと思います。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君） 今お話しいただいたとおり、しっかりとこのことについては説明してご理解をいただくということになろうかと思います。当然こういったようなことがあってはならないわけでございますので、しっかりと今後取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） そのほかございますか。

（「ありません」の声あり）

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） これをもって付託を受けました議案第71号の全体質疑を終了いたします。

日程第3 補正予算議案の審査報告書について

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 日程第3、補正予算議案の審査報告書についてを議題といたします。

付託を受けました議案第71号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）に対する審査報告書の取りまとめであります。

お諮りいたします。この後、休憩中に全員協議会室において補正予算議案の可否を含めて附帯意見等の取りまとめを行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） ご異議ないようでありますので、この後全員協議会室にご参集をお願いします。

ここで暫時休憩といたします。

高橋町長ほか参与の方々は、退席されて結構であります。

午前 11時33分 休憩

午後 0時12分 再開

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 再開をいたします。

ただいま委員各位から出されました表決を含めた附帯意見等を参考に、議案第71号 平成28年度一般会計補正予算（第3号）の審査に対する報告書の草案を作成いたしました。

今からこれに対しましてご意見をお受けし、成案にしてまいりたいと思います。

ただいまからその草案を職員に朗読させます。なお、朗読は本文のみとさせます。

(職員朗読)

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） このように取りまとめをいたしました。これに対する質疑を受けたいと思いますが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） それでは、お諮りをいたします。

この報告書を成案といたしまして議長に提出することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） ご異議がないようでありますので、この報告書を成案として議長に提出することに決定をいたしました。

予算決算常任委員会に付託されました議案第71号の審査並びに審査報告書の作成の一切を終了いたします。

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） 以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 0時15分 閉会